

保健室利用規定

1 保健室の目的

保健室は次の事項を行うために設けられたものである。

- (1) 生徒の発育、健康状態を把握するための健康診断及び身体計測
- (2) 生徒の保健指導並びに健康相談
- (3) 学校における外傷及び急病が発生した場合の救急処置
- (4) 伝染病の予防処置
- (5) 傷病者の休養
- (6) 保健教育の資料の収集、保管及び調査

2 保健室の利用

- (1) 応急処置を受ける場合は必ず学年、組、氏名、状態、原因等を申し出て処置簿に記入し、処置を受ける。
- (2) 保健室内及びその近くでは特に静かに行動すること。
- (3) 学校管理下で負傷等の災害について日本スポーツ振興センターより査定後給付を行う制度があるので、学校管理下の災害で医師の治療を要する者、また要した者は直ちにその旨保健室に届け出て、必要な書類を速やかに提出する。